

報告事項10 代議員制による福岡県看護協会総会の実施に関する検討状況について(報告)

1 代議員制を導入する理由

総会は協会の最高意思決定機関であり、役員選挙、定款変更や決算の承認等、協会運営の重要事項を決定する機関です。このため、感染症の流行や自然災害の発生等の危機管理体制下においても迅速かつ的確な意思決定ができる体制を確保するために代議員制を導入するものです。

【代議員制の導入状況】

単位：(人)

都道府県名	会員数	代議員数	予備代議員数	任期
北海道	43,337	200	62	1年(再任はない)
東京都	48,146	240	30	1年(再任はない)
岐阜県	12,544	121	62	1年(運用上再任あり)
兵庫県	32,323	214	214	1年(同上)
山口県	10,304	197	49	1年(同上)
大分県	10,091	200	50	1年(同上)

(注1)会員数は令和2年11月17日現在

(注2)代議員数(予備代議員数)は令和3年4月現在

2 これまでの検討状況

(1) 代議員制の導入に関しては、理事会及び地区支部長と協議を重ねてまいりました。

1	令和2年11月11日	理事会 ・代議員制導入の必要性 ・代議員制の長所と短所
2	令和3年1月14日	理事会 ・代議員の定数と任期
3	令和3年2月3日	地区支部長との意見交換 ・代議員制導入の必要性 ・代議員の定数と任期 ・選挙区と選挙の執行方法
4	令和3年4月21日	理事会 ・地区支部長との意見交換の報告 ・地区支部長の意見を踏まえた代議員の任期に関する協議
5	令和3年4月21日	地区支部長会 ・代議員制に関する協議の経過を説明

(2) 協議した主な事項

- ア 代議員制の必要性
- イ 代議員の定数
- ウ 代議員の任期
- エ 選挙区
- オ 選挙の執行方法

3 現時点における代議員制の概要

(1) 代議員の定数

- ア 定数は200名とする。
- イ 代議員の定数は、地区支部の会員数に按分して地区支部に配分する。
- ウ 地区支部の代議員数は、3年から5年ごとに見直す。

(2) 代議員の任期

- ア 1期2年とし、半数を毎年改選する。

イ 再任を妨げない（通算2期4年が上限）とすることについては今後更に検討する。

(3) 選挙区

代議員は会員による直接選挙が必要なため地区支部を一つの選挙区とし、県内を14選挙区（地区支部）に分けて選挙を執行する。

(4) 選挙の執行方法

ア 地区支部長は、地区支部会員の中から選挙区の定数を満たす候補者数を協会の選挙管理委員会に推薦する。

イ 推薦された候補者以外に立候補者がなく、候補者の数が選挙区の定数を超えない場合は無投票当選とする。

ウ 選挙の執行体制は、協会の選挙管理委員と協会事務局職員が選挙事務（公示、立候補の受付、投・開票事務等）を担当する。

エ 郵便による投票を検討する。

(ア) 投票用紙の配布は、施設会員には施設代表者を通じて、個人会員については、直接郵送する。

(イ) 投票方法は、投票の秘密を確保するための方策（会員が直接、事務局に郵送など）を検討する。

(ウ) 開票はナースプラザ福岡で協会の選挙管理委員が対応し、投票になった選挙区（地区支部）の中から開票立会人を選任する。

(5) その他

ア 代議員選挙の執行に当たり地区支部に発生する新たな経費は既存の地区支部活動費とは別枠で措置する。

イ 代議員の選出に関しては、保健師等会員数の少ない職種に配慮する。

ウ 代議員の半数改選を前提に予備代議員を設けないことを検討する。

4 スケジュール（案）

年 月	内 容
令和2年度中	・代議員制に関する仕組みの大枠を構想 ・常務理事会、理事会での方針を協議 ・代議員制に関する具体的な仕組みを検討 （先進県の代議員制度を調査する。）
令和3年6月総会	・代議員制導入について検討内容を報告し、質疑を行うとともに、仕組みの大枠を協議
令和3年度中	・定款、細則、選挙管理規程等、関連規定の改正及び代議員選任規程を検討
令和4年6月総会	・代議員制導入に関する定款変更を議決
令和4年度中	・代議員（予備代議員）選任規程を制定 ・細則、選挙管理規程等関連規定を改正
令和5年6月総会	・代議員制に関する関連規定の内容を報告 ・代議員選挙の執行日及び執行方法を報告
令和5年度中	・代議員選挙の執行 ・代議員研修の在り方を検討
令和6年6月総会	・代議員研修会の実施 ・代議員による総会の実施